

名古屋市教育委員会定例会

令和7年4月21日
午後3時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 請願審査について（請願第1号）
- 日程2 名古屋市指定文化財の指定について（議案第1号）
- 日程3 令和8年度使用教科用図書採択基本方針について（議案第2号）
- 協議題
- 日程4 令和8年度使用教科用図書採択の流れについて（協議題第1号）
- 報 告
- 日程5 住民訴訟の提訴について（報告第1号）
- 日程6 国家賠償請求事件の提訴について（報告第2号）

出席者

坪 田 知 広 教育長
栗 生 万 琴 委 員
山 本 久 美 委 員
中 谷 素 之 委 員
園 田 理 委 員
南 田 あゆみ 委 員

教育次長始め、事務局員17名 ※傍聴者1名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、栗生委員がオンラインでの出席であります。

教育委員が全員出席し、定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

本日の案件は、請願が1件、議案が2件、協議題が1件、報告が2件となります。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

日程第5「住民訴訟の提訴について」及び日程第6「国家賠償請求事件の提訴について」は、名古屋市教育委員会会議規則第6条第1項第5号「審査請求及び訴訟に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

会議録につきましても、日程第5及び6につきましても、非公開としたいと思います。

と思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第1、請願第1号「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上5分以内で陳述を許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

それでは、陳述人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた】

(坪田教育長)

以上で口頭陳述を終わります。

陳述人は、お席へお戻りいただければと思います。

陳述が終わりましたので、事務局からのご説明をお願いします。

(酒井総務課長)

日程第1「請願審査について」ご説明させていただきます。

請願内容は、ナゴヤ学びのコンパスとコンパスぷらんは教育基本法違反であり、子ども達の為にならない教育を推進するから、これらの破棄を求めるものです。

ナゴヤ学びのコンパスにつきましては、本市の全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、本市の学びの基本的な考え方を示したものです。令和4年7月に「学びの方針策定に係る検討会議」を設

置し、学識経験者や学校関係者、保護者代表等に参画していただき検討を進め、令和5年9月に策定・公表いたしました。

コンパスぷらん（第4期名古屋市教育振興基本計画）につきましては、ナゴヤ学びのコンパスで描く、実現したい市民の姿、目指したい子どもの姿を具現化するための方策を取りまとめ、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、令和6年3月に策定・公表したものです。また、策定にあたりましては、広く子ども達や保護者、市民、学識経験者の方々からもご意見を募ってまいりました。

今申し上げたとおり、様々なご意見も踏まえながら、令和5年度中に教育委員会においてご審議のうえ策定したものであり、私どもといたしましては引き続き、ナゴヤ学びのコンパスとコンパスぷらんの推進に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

（坪田教育長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

特に、ご意見もないようです。

では、請願第1号の取扱いについてであります。ナゴヤ学びのコンパスとコンパスぷらんの策定にあたりましては、今、総務課長から説明のありましたとおり、子どもや保護者、学識経験者等から、幅広くご意見を伺い、教育委員会において審議し、策定したものであります。私どもとしては、引き続きこれらの推進に努めることにより、「子ども中心の学び」を大切にしてまいりたいと考えていることから、「不採択」ということではいかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

（坪田教育長）

それでは、日程第2、議案第1号「名古屋市指定文化財の指定について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

（栗本文化財保護課長）

日程第2、議案第1号「名古屋市指定有形文化財の指定について」ご説明さ

させていただきます。

2 ページをご覧ください。議案第 1 号は、名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第 2 条第 1 項の規定によりまして、名古屋市千種区の相應寺が所蔵いたします「梵鐘」及び名古屋城総合事務所が所蔵する「銅擬宝珠 五条橋所用」、「名古屋城銅鯨（旧江戸城銅鯨）」の 3 件を指定することに関しましてお諮りするものでございます。

条例によりまして、文化財指定をしようとする場合には、文化財調査委員会からあらかじめ意見を聞くことになっておりまして、PDF のページ数で 2 ページ目以降に、文化財調査委員会からの答申を資料として添付させていただいております。

それではそれぞれの文化財についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。最初に「梵鐘」でございます。

千種区にある相應寺が所蔵する本梵鐘は林羅山の命により、寛永 20 年、1643 年 9 月 16 日、初代尾張藩主の徳川義直が相應寺創建に際して発願したもので、住持は眼譽上人、治工は藤原政長（1623 年～1705 年）であったことが明らかな梵鐘でございます。寛永期における義直と羅山の関係を知るうえで、重要な資料といえるものでございます。

8 ページをご覧ください。名古屋城総合事務所が所蔵する「銅擬宝珠 五条橋所用」でございます。

こちらの擬宝珠 6 基は、名古屋城下を流れる堀川に架かる五条橋に据えられていたもので、6 基のうち 4 基には、名古屋城築城以前である慶長 7 年、1602 年の刻銘がございます。元は清須城南を流れる、五条川に架かる五条橋の擬宝珠であったことが明らかでございます。城下町ごと名古屋に移転いたしました慶長 17 年ごろに始まります「清須越し」を証明するほぼ唯一の有形の遺品として貴重なものでございます。また、銘のない 2 基についても、江戸期の擬宝珠の構造・技法を継承すべく、明治期になってから作られたものでございまして、近代工芸史を解明する上で欠かすことができません。戦前までこれら擬宝珠は五条橋の景観を維持してきた意匠であり、近代名古屋の都市景観を語る上で貴重な資料でございます。

12 ページをご覧ください。名古屋城銅鯨（旧江戸城銅鯨）でございます。

本銅鯨 10 点は、太平洋戦争の際に戦災による損傷を受けましたものの、焼失を免れた貴重な遺品でございます。制作時に刻まれました銘と明治の追刻銘によりまして、制作時期と作者、さらには、旧江戸城から名古屋離宮であった名古屋城へ移された時期も明らかでございます。さらにはそれに加えまして、名古屋離宮であったがゆえに皇居から銅鯨がもたらされたという由緒も明解でございます。本銅鯨は、名古屋離宮期という名古屋城の近代史を語る上で、貴重な資料でございます。

以上の理由により、これら 3 点の工芸作品につきまして、文化財調査委員会

より市指定有形文化財の指定を可とする答申をいただき、今回議案としてお諮りするものでございます。

恐れ入りますが1ページの議案にお戻りください。指定日につきましては、本日ご議決いただきましたら、明日4月22日火曜日に告示いたしまして、文化財指定したいと考えております。

また、今回指定されますと、市指定文化財の総数は139件となり、そのうち工芸は12件となります。

議案第1号につきまして、簡単ではございますが説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。

「清須越し」を示す大変貴重な工芸ということで、かつ工芸の割合がすごく低いので意味があるのかなというふうに思いました。ちょっと後学のためにお伺いしたいのですが、梵鐘の方はお寺様が持っておられたということだと思いますが、五条橋で使用していた擬宝珠がそういうものであると判明したという経緯というか、確認はどのような手続きで行ったかというところを教えてくださいたいと思います。

(栗本文化財保護課長)

五条橋は名古屋城近くの堀川に架かっている橋でございます。現在、鉄筋コンクリートに架け替えをされております。その時点で、擬宝珠につきましては取り外されて、保存されていたものでございます。古くからこの擬宝珠が五条橋にかかっているものだとわかっておりましたが、どういう経緯で名古屋城総合事務所に入ったかというところにつきましては、つまびらかではございません。

(中谷委員)

そういう形で工芸品が見つかるということがあるとなれば、追跡できる範囲で確認することが望ましいかと思うのですが、いかがでしょう。

(栗本文化財保護課長)

名古屋市の橋でございますので、それを管理する部署が擬宝珠を取り外したということは間違いのないのですが、それが最終的に名古屋城総合事務所という場所に納められた経緯についてはわからないということでございます。この擬

宝珠が五条橋で架かっていたものであるかどうかは不明確ということではございませんので、文化財指定としては問題ないというふうに考えております。

(中谷委員)

五条橋に架かっていたものですね。

(栗本文化財保護課長)

それは間違いないのですが、河川を管理する部局が取り外した後に、どういう経緯で最終的に名古屋城が保管するに至ったかというところが不明ということです。

(中谷委員)

そういうケースもままあるということですか。やはり長い歴史があるので、その間のことは不明という場合もままあるのでしょうか。

(栗本文化財保護課長)

はい。所管替えをした等の経緯が書類に残っていないというものは、多々ございます。

(中谷委員)

わかりました。もし今後その経緯の明らかなものがあれば、それも含めてこの場で説明していただければ。そうじゃない場合は追跡ができないということが推測できるような形だと、説明としてはありがたいのかなと。

(坪田教育長)

他によろしいでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、議案第1号「名古屋市指定文化財の指定について」につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

それでは、日程第3、議案第2号「令和8年度使用教科用図書採択基本方針について」につきまして、事務局の説明をお願いします。

(畑生義務教育課長)

それでは第2号議案「令和8年度使用教科用図書採択基本方針について」をお願いいたします。

初めに「1 令和8年度使用小学校、中学校及び特別支援学校用教科用図書採択基本方針」につきましては、(1)といたしまして、令和8年度、市立小学校及び中学校並びに特別支援学校において使用する教科用図書の採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等の規定に基づいて実施するといたしました。

教科用図書採択に関わる法令等については、資料1にお示ししております。無償措置法第10条と第13条第1項によりまして、本市の教科書採択は、愛知県教育委員会の指導、助言を尊重することとなっております。

そこで資料2といたしまして、昨年度の愛知県の採択基準と、採択替えのなかった令和4年度の採択基準をお示ししております。今年度のもは今後示される予定と聞いておりますけれども、採択替えのなかった令和4年度と同様の内容のものが出されると想定をしているところでございます。

また資料1に戻りまして、無償措置法第14条と、同施行令第15条第1項で、採択する期間は4年とされております。令和5年度に小学校、令和6年度に中学校の採択替えを行い、それぞれ令和6年度、令和7年度より使用しておりますので、令和8年度については、令和7年度と同一のものを採択するということになります。

それから特別支援学校並びに特別支援学級につきましては、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を使用する場合には、児童生徒の特性に応じて採択することができることとされております。

学校教育法第34条第1項等に基づき、文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用する場合、いわゆる星本と呼ばれる特別支援学校知的障害用の教科書、それから小学校及び中学校用教科用図書と同一種目のものを使用する場合には、一昨年、昨年に採択したものの中から選ぶものということにしております。

それから、1枚目の方の資料に戻りまして、(2)といたしまして、綿密な調査研究に基づき、適切なものを採択すること。また(3)といたしまして、公正を確保し適切に行われるよう配慮することを基本方針として掲げたいと考えております。

また、2の高等学校につきましては、学校によって課程及び学科の特性、さらには生徒の実態等が大きく異なっておりますので、それらの特性や実態に応じた、適切な教科用図書を採択するというところで、このような採択基本方針を考えております。

説明は以上です。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(南田委員)

前回と変わるところはどこでしょうか。

(畑生義務教育課長)

小学校と中学校につきましては、継続して使用する期間になりますので、変わるところはないのですが、特別支援学校につきましては、毎年児童生徒の実態に応じて採択をするといった面がございますのと、高等学校につきましては今年度、検討していくというような形になります。

(南田委員)

高等学校は今年度採択ということですが、高等学校の基本方針として何か変わったところというのはあるのでしょうか。

(畑生義務教育課長)

高等学校については、こちらの資料でも課程及び学科の特性並びに生徒の実態に則しという形なので、基本方針として何か変更ということはありません。

(南田委員)

わかりました。

(坪田教育長)

他には何かございますか。

高等学校については、この方針を基に具体的な教科用図書を採択することが諮られるのでしょうか。

(畑生義務教育課長)

次の協議題の方で採択の流れをご説明させていただきます。

(坪田教育長)

わかりました。他によろしいでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、議案第2号「令和8年度使用教科用図書採択基本方針について」につきましては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)
異議なし。

(坪田教育長)
ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)
それでは、日程第4、協議題第1号「令和8年度使用教科用図書採択の流れについて」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(瀬川高等学校教育課長)
よろしくお願いいたします。
令和8年度使用高等学校教科用図書の採択の流れについて、ご説明いたします。

先程お認めいただきました、採択基本方針に基づきまして、資料の表に記載がありますように、研究会や協議会等で教科用図書の調査研究を行いまして、7月の教育委員会にて採択をしていただく予定でございます。

流れを詳しくご説明申し上げます。表の5月の下旬のところをご覧ください。

「①意見聴取会」、こちらは教育委員の方からの求めがある場合に開催をして、学識経験者の方などを招いて、教科用図書についての説明や意見を伺う機会としているものです。

続いて「②教科研究会」ですが、この会には各校の教科の代表者が集まって、教科別に教科用図書の研究を行い、その結果を各学校に持ち帰り、学校で共有するものです。また教育委員会にも、その資料は提出させていただきます。今年度は5月16日から6月6日の間に開催をする予定です。

次に「③教科用図書研究協議会」です。この協議会は、各学校において、校長を長として、全教員で構成をしており、先程の②の教科研究会から提出された情報などを基に、各学校で教科用図書の研究を行い、その結果が教育委員会に提出されるものです。

「④教科書展示会」につきましては、教科書センターであります鶴舞中央図書館において、見本本を6月3日から6月27日まで公開をして、市民の皆様にも自由に閲覧いただくとともに、そこに投書箱を設けて意見を聴取し、教育委員会に資料として提示いたします。

これら①から④を基に、7月の教育委員会定例会にて採択をしていただく予定でございます。

流れについての説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(栗生委員)

確認なんですけども教科用図書研究協議会、③のところですね、フローで言う。これ毎年、この協議会の委員の方というのは変わっていらっしゃるのか。何年かに1回、同じ方がこの評価されているのか。つまり、どういう特性のどういう方がこの研究協議会で教科書の事前評価をしてくださっているのかが知りたいです。教えてください。

(瀬川高等学校教育課長)

③の教科用図書研究協議会というのは、その学校の全職員がメンバーになっておりまして、全職員で協議をしております。

(栗生委員)

そうすると②の教科研究会というのが専門家の方が中心でやっていたらっしゃるんですか。

(瀬川高等学校教育課長)

それぞれの学校の教科の代表が1名ずつ集まりまして、そこでその教科の研究をしております。

(栗生委員)

なるほど。質問の意図の背景としては、教職員の方及び学校職員の方々が中心となって選ばれているということで、第三者的な、例えば国語の研究者とか古文の研究者とか、理科の研究者という方々がこの①②③④のステップでは入ってきていないということでしょうか。

(瀬川高等学校教育課長)

②③につきましてはおっしゃるとおり、職員が中心で検討しております。④の展示会の方で、外部の方から意見をいただくことはありますが、②③につきましてはおっしゃられたとおりです。

(栗生委員)

ありがとうございます。そうしますといわゆる外部第三者委員会というか、社外取締役的な意味合いとして、我々教育委員がやはりその教科書を最終的に外部として目を通すということに意味があるということですね。

(瀬川高等学校教育課長)

おっしゃるとおりだと思います。

(栗生委員)

承知しました。どうしても、私もそうですけど、教育の専門家ではないので、例えば私達のデジタルやITのところに関してはもちろん見させていただくことができるんですけど、例えば家庭科だったりとか、他の教科がちょっと専門知識が薄いものですから、そういう意味ではしっかり熟考して勉強させていただきます。ありがとうございます。

(坪田教育長)

教育委員が判断できる材料を提言してこない。各学校が決めたことですから了承だけしてくださいみたいな話になりがちなので。特に高校の場合は。見えないところがあるので。生徒の実態というのが手持ちにあったと思うんですけど、生徒の実態がこの入学者の入試の成績とか見ると少し下がってきている。だったらこの四段階ぐらい数学の教科書ってあると思うんですけど、上から二番目を使っていたのを三番目にした方がもっとわかりやすくみんな習得できるんじゃないか、みたいな。

これ、データに基づいた議論がないと、なんとなくこの数ⅠAはなんとか会社のなにかに決めましたと言われてもみんな何も議論できない。しかもわかりにくいですよ。はっきり参考書のようにハイレベルとかトップレベルとか標準とかになってないですよ。数学Ⅰと書いてあるのが一番目で、新訂数学Ⅰと書いてあるのは二番目で、新数学Ⅰ、新しい数学というのが三、四番目みたいな。名前だけ見ても全くわからないもので議論をさせられても誰も教育委員は判断できない。そういうのを本当にわかりやすくデータに基づいて、だからこのレベルにしましたとか。よく地歴公民ばかり注目してしまうんだけど本当は数学とか国語が大事で、国語力がついてないなら別のものにしないといけないし、文学作品が多すぎてその鑑賞でリーディングスキルがついていないんだとしたら、ちゃんと説明文がとか、実用文が多いものに変えていくとか。こういうロジカルの説明がないと我々教育委員は判断できない。もう研究された結果ですね。あ、そうですかっていうことしか言えないので。是非ともそういうものを各学校には求めて、教育委員の判断できる形にさせていただきたいと思います。

(中谷委員)

ご説明ありがとうございました。今の教育長、栗生委員の指摘と重なるところがあるんですけどまずはちょっと簡単な整理からで、今回審議する教科数を教えてください。

(瀬川高等学校教育課長)

高校につきましては毎年全教科採択をお願いしておりますので、全ての教科になります。

(中谷委員)

十何科目とか数は。変わってくるじゃないですか高校は特に。情報も入るし。まずそのボリューム感があつた方が、我々が見る観点がわかるかなと思います。皆さん毎年準備されてやられているからお分かりのところかもしれませんけど。

(瀬川高等学校教育課長)

今年度の採択は、新教育課程になりまして二巡目と言いますか、3年前に新教育課程が始まりまして、昨年度ですと全部で、高校で教科書380種類の教科書を採択しております。今回その低学年用の更新がありまして、その教科書が新たに加わるということで、もちろん継続して使う学校もあると思いますが、その新たな教科書を踏まえながら今年度、来年度教科書をどういうふうにするかということを決めていくかたちとなります。

(中谷委員)

科目数はどこかのタイミングで教えていただくってことでもいいですが、380は地域に分かれたりとか色々するわけですよ。

(瀬川高等学校教育課長)

新しい教科・科目数としては13科目です。

(中谷委員)

13科目。それが一つ目で、二つ目が、教科研究会と教科図書研究協議会の区別がすごくわかりづらい。今まで毎回このやりとりされると思うんで、私も聞いたことがあるし。全校全教員が関わるという旨を③には含んでいただく。①の方は教科専門であるということ、教科専門によるということを経験に入れていただくということをお願いするということで、前もその前もお伝えしている。私だけじゃなくて、前委員の方もあつたと思うので、そういう検討というのはしていただいているんでしょうかということ。これを見たときに毎回我々はわからないと思います。

(小島教育支援部長)

以前ご指摘いただきましたのが、小学校・中学校の採択の際に、校外でそれぞれの教科の専門性を持つ教員が教科書の審査をしているというところと、各

学校に調査会を設置して行っているというところの区別が分かりにくいということでしたので、校内という言葉をつけて名称を変更させていただいたところがあるかと思うんですけど。

(中谷委員)

高校のことについても議論しているはずだと思います。

(小島教育支援部長)

失礼いたしました。では、それぞれの役割がわかるような形で名称を検討いたします。

(中谷委員)

そのほうが理解しやすいし、議論の強弱というか論点が理解しやすいんじゃないかと思います。それともう一つが、さっき教育長からありましたように、その各教科がどういう教育課程の変遷の中で、先程ご説明いただきましたその新課程の中で、どんなこう課題と期待というか、問題とその改善点があって、この二巡目に入っているのかということも踏まえて、やっぱり我々も外部的な目で学ぶ必要があるかと考えると、個人的な意見ですけど、意見聴取会はあると有意義じゃないかというふうに思いました。自分が関わらせていただいた数年間でも、本当に国の施策の、まさにそれを作られた過程におられた先生にお話を伺ったり、DX化というか、デジタルのリード的な方にお話いただいたりとかですね。学ぶところも多くあったので。本市の教育、教科書、かなり軸にあると思うんで、そういう機会があるとよろしいかというふうに思います。でも皆さんに言ってもあれですけど、意見表明ってことでいいですかね。時間がないのでね、このスケジューリングだと。委員が会う時間がどれぐらいあるのかとは思いますが、前向きに考える方がいいのかと思います。私は古株になっちゃいましたけど新しい方も多いので。

(坪田教育長)

奥深い世界が教科書採択にはありますので是非実際の教科書を手にとってもらうのと、さっき言ったみたいに何で判断するのか、今、全部難しくなってるんですよね。基軸がないとどれも素晴らしく見えたり、どれもダメに見えたりするものなので。ただ情報Ⅰなんて新しく必修化されて、今の新課程でなりましたが、この1月に初めて大学入試共通テストで問題が披露されたことで初めて何を求めるかがはっきりしたみたいなどころがある。だから多分使った教科書によって、点数が取れたとか取れないとかもあったと思うので、そういうデータを基に、より国が求めている、この情報Ⅰだったら情報モラルセキュリティとかを教えることと、プログラミング的思考とプログラミング、この辺の

バランスがどれが一番ベストミックスだったのか、どの教科書がバランスが取れているのかとか、はっきりしたはずなので、それを基にして判断してもらえると分かりやすいじゃないかと。何の物差しもなく良いの選んではと言われるのはなかなか難しいものがあるし、他に現場の積み上げだけでも信用すればいいんですけれども、もし客観的にじゃあこっちの方がいいんじゃないかと、この判断がいいんじゃないかっていうのがここで議論できると思いますので、是非ともそのようなご配慮をお願いしたいと思います。

(中谷委員)

高校の場合、かなり種類が多いということ、種類というのか、その380というのは小中にはないものだと思いますし、私立学校とかに至るともう本当に千差万別ですよ、高校の段階で。なので、やっぱり市として、どこにこうその重点を置くのかというのは、エビデンスは本当に大事だと思うんですけど、情報の話もそうですけど、もともと教科ができる時に受験教科とはしないという話が初めにはあったと思うんです。ところが教科としてやっていく以上はそれを受験にしていってという形でどんどん増えていっているというのは実際に。自分も子どもいますけど、教科書見ただけで気分が重くなるという。普通の子もだったら嫌になるだろうなというぐらい重いものがあるので、内容の精選は是非検討すべきことじゃないかというふうに思います。

(坪田教育長)

他に特にご意見もないようでしょうか。では、協議題第1号「令和8年度使用教科用図書採択の流れについて」につきましてはいいただいたご意見を基に進めてまいりたいと思います。

(坪田教育長)

それでは、これより日程第5へ移ります。これ以降の議事は非公開となりますので、傍聴者の方々は退席してください。

日程第5及び6については非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時50分終了